

	2015年 6月1日 第699号	JR東海労新幹線関西地方本部 http://www.geocities.jp/jrcu_s_kansai/ 発行責任者 小林 國博 編集責任者 島津 力
---	------------------------	---

労災防止?? 何か変ですよ?!

「命を守るルール」ってローカルルールだったの!?

新幹線鉄道事業本部が鳴り物入りで始めた「命を守るルール」による労働災害防止の取り組みは、昨年の鳥飼車両所での実施に始まり、5月末に大阪第一運輸所、第二運輸所の個人面談で、車両基地内での列車進入時の直前横断の禁止や線路横断の際に指差確認が出来ていない時は、6月1日から管理者がイエローカードを出す等と説明しています。

組合が会社に確認すると、イエローカードは「社員管理のツールであったり注意指導の実績づくりのためではない」「むやみやたらにイエローカードやレッドカードが横行しないようにしたい」「関連会社の管理者からもカードが出る場合がある」と言っています。さらにこれらは「新幹線鉄道事業本部としての取り組み」であるということで順次、職場で説明があると述べています。

職場で説明を聞いた社員の口々では「手すりを持つように言うが、階段しか使用できない作業で重たい荷物を持っての(階段の)手すりなんか持てない」「罰則として運用されていくのではないか」「過去、労災を起こしたことを苦にして自ら命を絶つという痛ましい事態が発生した」「線路によって信号が見にくい箇所がある」「運輸所の管理者は、関連会社の管理者からカードが出るとは言っていない」等の声が出ています。特に運輸所の社員には「業務指示違反」をちらつかせて労災目標を書かせたりしています。

ところが、最近、東京運輸所の社員に聞くと「イエローカードって何?」というふうに職場での説明や面談はいっさい行われていないことが明らかになりました。

東京運輸所の運転士も回送列車を運転し鳥飼車両所へ入ります。当然、線路も渡ります。基本動作をしないという前提ではありませんが、仮に関連会社のイカツイ管理者から突然カードが出されても「何のこと(@_@)?!」となるのではないのでしょうか。

これでは「命を守るルール」と声高に叫んでも、本人のためにはならず感情的な対立が発生してしまいます。

現状、「命を守るルール」は関西だけの特異な「ローカルルール」の取り組みになっています。「命を守るルール」は労働災害防止というよりも懲罰的なやり方や差別的なやり方を強めていく、社員管理を強化していくツールとして利用されかねません。おかしい時はみんなですっかり声をあげていきましょう!

地本は、「命を守る」ルールの制定についての申し入れを行い、制度そのものの問題点を明らかにしながら撤回を求めています。